

長野市の若者に関する計画について

令和7年7月30日

こども未来部こども政策課

ながの子育て
応援キャラクター

サイまる



1 計画策定の趣旨、背景

(1) 関連法令の動向

① こども基本法(令和5年4月施行)

◆ こども基本法における六つの基本理念

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長 及び 発達 並びに その自立が図られること
その他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法 の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- 3 全てのこどもについて、その年齢 及び 発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会 及び 多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- 4 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること
- 5 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること

1 計画策定の趣旨、背景（つづき）

②こども大綱(令和5年12月閣議決定)

◆こども大綱とは

- こども施策に関する基本的な方針、こども施策に関する重要事項、こども施策を推進するために必要な事項について定めるものとする。
- 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策、子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項を含むものでなければならない。
- 市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して市町村こども計画を定めるよう努める。

◆こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」

- 「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会である。
- 20代、30代を中心とする若者が
 - ・ 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる
 - ・ 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて活躍することができる
 - ・ それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる
 - ・ 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の元で、こどもが幸せな状態で育つことができる社会である。

1 計画策定の趣旨、背景（つづき）

③子ども・若者育成支援推進法（平成22年4月施行）

◆ 子ども・若者育成支援推進法における七つの基本理念

- 1 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者ととともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと
- 2 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること
- 3 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであるとともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること
- 4 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと
- 5 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境（教育、医療及び雇用に係る環境を含む）の整備その他必要な配慮を行うこと
- 6 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと
- 7 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者その他の社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと

2 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

市町村こども計画において定めこととされている少子化対策、子ども・若者育成支援推進施策、子どもの貧困対策の推進に関する施策のうち、**若者育成支援推進施策に関する計画**を策定する。

(2) 基本的な視点

若者の権利の保障と
最善の利益

全ての若者の
Well-beingの向上

若者の多様な価値観、
考え方の尊重

若者の意見の尊重と
施策への反映

(3) 計画の位置付け

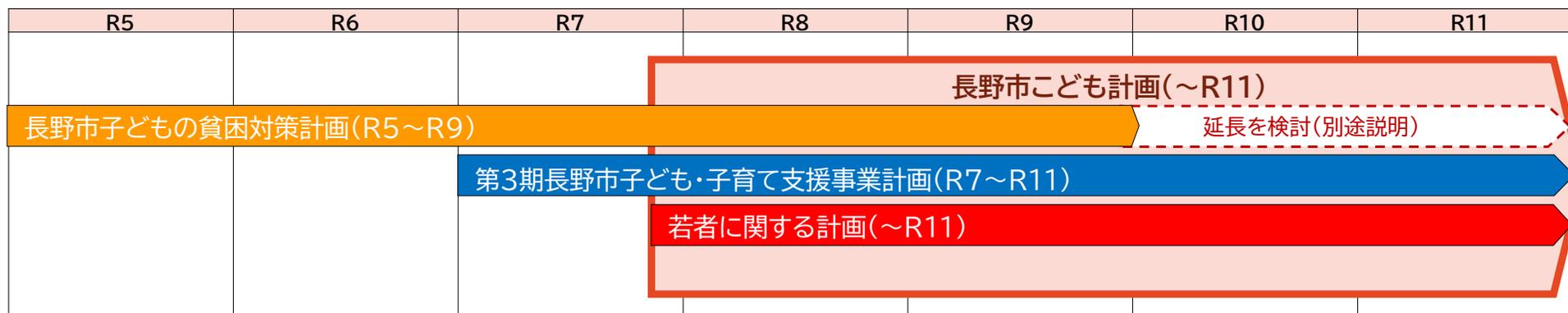
こども大綱に掲げる施策のうち、**若者に関する施策を掲げる計画**とする。

本市において、策定済みの子ども・子育て支援事業計画(次世代育成支援対策行動計画を含む)及び子どもの貧困対策計画と併せて、こども基本法に基づく市町村こども計画として位置づける。

(4) 計画期間

令和8年1月(未定)から令和11年度まで

【こども計画を構成する三つの計画のイメージ】



(5) 計画の対象

18歳から39歳の若者

3 若者を取り巻く課題と必要な支援

【課題】

- ◆ 3割超の人は自分の将来に明るい『希望がない』としている(資料2-2 P3)
- ◆ 地域や行政で若者の意見が尊重されていると『思わない』人が6割以上いる(資料2-2 P13)
- ◆ 「自分の部屋」「家庭」「インターネット空間」以外に居場所と感じる場所がない人が一定数いる(資料2-2 P11)
- ◆ 現在、就労していない人の約9割が就労意向を示している(資料2-2 P15)
- ◆ 現在の仕事に『満足していない人』が4割以上おり、「労働時間が長い」ことを理由とする人が約3割、「休みが少ない」ことを理由とする人が約2割いる(資料2-2 P17、P18)
- ◆ 男女とも未婚率が上昇しているが、6割以上の人が結婚の意向を示している(参考資料1 P3、資料2-2 P20)
- ◆ 社会生活や日常生活を円滑に送ることができない経験がある人は約4割、現在、そのような状況にある人は2割弱おり、そうした人は自己肯定感や有用感が低く、将来に希望を持ちにくい傾向がみられる(資料2-2 P25、P4、P8)
- ◆ 社会生活や日常生活を円滑に送れない状態になっても誰にも相談したくないと考える人が1割弱いる(資料2-2 P30)
- ◆ ひきこもりやヤング(若者)ケアラー状態の人は一定数いるが、周囲に相談できていないなど潜在化しているケースも危惧される(資料2-2 P26~31)
- ◆ 本市の自殺者数は減少傾向にあるものの自殺死亡率は横ばいで推移しているほか、男性20~30歳代の自殺死亡率は全国と比べて高くなっている(参考資料1 P4)

【必要な支援、取組等】

- ➡ 将来に希望を持てるようになるための支援
- ➡ 若者の意見表明を促し、市の施策などに反映していく取組
- ➡ 地域における居場所づくり
- ➡ 就職や起業への支援
- ➡ 働きやすい職場環境づくりの促進
- ➡ 結婚を希望する人の出会い・交流の場の創出
- ➡ 個々に寄り添った相談支援の提供
- ➡ 困難を抱える人と相談支援機関をつなげる仕組み
- ➡ 実態の把握や包括的な支援の提供(特に経済的自立に向けた支援)
- ➡ 自殺予防対策